	その他のもの			
	いか及びくらげ			
	いか			
	気密容器入りのもの			
	米を含むもの		X	
	その他のもの	九%	P	G(c)、
	その他のもの			
	米を含むもの		X	
	その他のもの	一〇・五%	P	(d)
	くらげ	八%	B 10	G
	その他のもの		A	
第一七類	糖類及び砂糖菓子			
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）		X	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル			
	乳糖及び乳糖水			
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの		A	
一七〇二・一九	その他のもの		A	
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水		X	
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）		X	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		X	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）		A	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		X	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）			
	砂糖、砂糖水、人造蜂蜜及びカラメル		X	
	ハイ・テスト・モラセス			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 7	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	香味料又は着色料を加えたもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	ソルボース	一二%	B 10	
	その他のもの		X	
一七・〇三	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
一七〇三・一〇	甘しゃ糖蜜			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 7	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	

一七〇三・九〇	その他のもの			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 7	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）			
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X	
一七〇四・九〇	その他のもの			
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		A	
	その他のもの		X	
第一八類	ココア及びその調製品			
一八・〇一 一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A	
一八・〇二 一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A	
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）			
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	三・五%	B 7	G
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七%	B 7	G
一八・〇四 一八〇四・〇〇	カカオ脂		A	
一八・〇五 一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五%	B 10	G
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	一二・五%	B 7	G
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	
	その他のもの		X	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）			
一八〇六・三一	詰物をしたもの		X	
一八〇六・三二	詰物をしてないもの		X	
一八〇六・九〇	その他のもの			
	チョコレート菓子		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	
	その他のもの		X	